

新旧対照表

WEBサイト運用・保守サービス契約約款／デジタルサポートサービス利用約款 2026年11月1日実施

変更前	2026年9月1日から実施している現行版（正本 2026年9月10日保存）
変更後	2026年11月1日から実施する改定版（正本 2026年9月23日保存。デジタルサポートサービス利用約款は2026年9月25日保存）
対象	申込書兼契約書、サービス内容一覧、重要事項、補足事項および約款
凡例	網掛けの箇所が変更部分です。呼称のみの変更（「別表1」→「サービス内容一覧」「総合支援一覧表」）は、内容の変更がないため末尾にまとめて記載しています。

第1章 WEBサイト運用・保守サービス

1-1 約款本文

条項	変更前	変更後
第2条(13) 定義／契約開始日	(13)「契約開始日」とは、本契約の締結日をいう。	(13)「契約開始日」とは、申込書に記載された契約開始日をいう。申込書に記載がないときは、本契約の締結日をいう。
第20条5項 秘密保持	5 本条の義務は、本契約終了後3年間存続する。ただし、個人情報については、第21条の定めによる。	5 本条の義務は、本契約終了後3年間存続する。ただし、個人情報については、第21条および第21条の2の定めによる。
第21条の2 甲から取得した個人情報の取扱い (新設・全7項)	なし（新設）	第21条の2（甲から取得した個人情報の取扱い） 1 乙は、本契約の締結および本サービスの提供に関して甲から取得した甲の役員、担当者その他の関係者の個人情報を、(1) 本サービスの提供および作業の実施、(2) 利用料金の請求および決済、(3) 本契約の管理、問い合わせ対応および記録の保存、(4) 個人を特定できない形に加工したうえでの品質向上のための内部分析、の各目的の範囲内でのみ取り扱う。 2 乙は、個人情報保護法その他の法令を遵守し、前項の個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。 3 乙は、本サービスの提供に必要な範囲で、第1項の個人情報の取扱いを第13条に基づく再委託先に委託することがある。この場合、乙は、本条と同等の義務を再委託先に課し、監督する。 4 乙は、外国にある第三者が提供するクラウドサービス等を利用することがある。乙は、甲の求めに応じ、把握している範囲で当該提供者の名称および所在国を甲に通知する。 5 甲が乙に対し役員、従業員その他の第三者の個人情報を提供する場合、甲は、当該提供について必要な同意の取得その他法令上必要な手続を自らの責任において行う。 6 乙は、本契約終了後30日を経過したときは、遅滞なく第1項の個人情報を削除し、甲の求めに応じ、その旨を電磁的方法により報告する。ただし、法令により

条項	変更前	変更後
		保存が義務づけられるものは、この限りでない。 7 個人情報の取扱いの詳細は、乙のプライバシーポリシー (https://luminostudio.net/privacy) による。
第32条2項 通知／到達時期	2 前項の通知は、発信の日から2営業日を経過した時に到達したものとみなす。ただし、第23条第5項に定める解約の申出については、同項による。	2 前項の通知は、発信の日から2営業日を経過した時に到達したものとみなす。ただし、甲から窓口宛に行う申出（第19条のプラン変更の申出を含む。）は窓口の受信設備に記録された時に、第23条第5項に定める解約の申出は同項により、到達したものとみなす。
第35条 完全合意	本契約は、本契約の目的に関する甲乙間の完全な合意を構成し、本契約締結前に甲乙間で行われた一切の合意、表明、説明および提案に優先する。ただし、対象サイトの制作に関する契約ならびにソースコード譲渡オプション条件書は、本契約により影響を受けない。	本契約は、本契約の目的に関する甲乙間の完全な合意を構成し、本契約締結前に甲乙間で行われた一切の合意、表明、説明および提案に優先する。ただし、対象サイトの制作に関する契約、デジタルサポートサービス申込書兼契約書ならびにソースコード譲渡オプション条件書は、本契約により影響を受けない。
第36条 存続条項	第6条第3項から第9項まで、第13条第2項、第14条第3項、第11条第5項および第6項、第17条、第20条、第21条、第23条第3項から第6項まで、第29条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条および第37条の規定は、本契約終了後もなお効力を有する。（以下同じ）	第6条第3項から第9項まで、第13条第2項、第14条第3項、第11条第5項および第6項、第17条、第20条、第21条、第21条の2第6項、第23条第3項から第6項まで、第29条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条および第37条の規定は、本契約終了後もなお効力を有する。（以下同じ）
附則	附則 本約款は、2026年9月1日から実施する。 施行日前に締結された契約であって、本約款を契約の内容とすることの合意があるものについても、当該契約の締結の時から適用する。	附則 本約款は、2026年9月1日から実施する。 施行日前に締結された契約であって、本約款を契約の内容とすることの合意があるものについても、当該契約の締結の時から適用する。 附則（2026年9月23日改定） この改定は、2026年11月1日から実施する。 この改定は、実施日前に締結された契約についても、実施日から適用する。

1-2 申込書・重要事項

箇所	変更前	変更後
申込書 1ページ デジタルサポートオプション欄（特別割引価格）／伴走カンパニーの 一人追加	（1名追加（25%引き対象外）：1,100円/税込）	（17名からは1名追加ごとに1,320円（税込）を加算・25%引き対象外） お一人追加の単価は、デジタルサポートサービス申込書の記載（1,320円／税込）に合わせたものです。既にご契約いただいている申込書の記載は変更されません。
申込書 3ページ 署名欄	契約締結日 年 月 日 甲（お客様）／住所（本店所在地）／代表者（役職・氏名）	契約締結日 年 月 日 契約開始日 年 月 日 甲（お客様）／住所（本店所在地）／代表者ご署名（役職・氏名） 契約開始日の記入欄を新設しました（約款第2条(13)の改定に対応）。

1-3 構成の変更（デジタルサポートサービス利用約款の分離）

従来、WEBサイト運用・保守サービス申込書兼契約書（全13ページ）の10～13ページにデジタルサポートサービス利用約款の全文を綴じていましたが、改定後は全9ページとし、デジタルサポートは別途「デジタルサポートサービス申込書兼契約書」を締結する形に改めました。綴じてあった約款の本文は、同時点のデジタルサポートの書面に掲載されていた約款と同一であり、約款そのものの改定内容は第2章に記載しています。

箇所	変更前	変更後																				
申込書 10～13ページ	デジタルサポートサービス利用約款の全文（第1条から附則まで）	なし（削除） デジタルサポートサービス申込書兼契約書に掲載します。																				
申込書 1ページ デジタルサポートオプション欄の注記	なし（新設）	※デジタルサポートは、別途「デジタルサポートサービス申込書兼契約書」の締結によりお申し込みいただきます。本欄の特別割引価格は、同契約の月額料金に適用されます。																				
重要事項 ⑫	⑫デジタルサポート：別途「デジタルサポートサービス利用約款」が適用され、最低利用期間は12利用期です。最低利用期間内に解約された場合は、同約款第18条により、通常価格（セット割引適用前）を基礎とする中途解約金が発生します（下表参照）。本契約の解約後も継続し、翌利用期から通常価格になります。	⑫デジタルサポート：別途「デジタルサポートサービス申込書兼契約書」を締結してお申し込みいただきます（月額料金は本書1ページの特別割引価格）。最低利用期間は12利用期で、期間内の解約には同契約の約款第18条により通常価格（セット割引適用前）を基礎とする中途解約金が発生します（下記※参照）。本契約の解約後も継続し、翌利用期から通常価格になります。																				
重要事項の下 中途解約金の表（デジタルサポートの部分）	伴走ソロ／チーム／オフィス／カンパニーの1～12ヶ月目の中途解約金の表 <table><tr><th>プラン</th><th>1ヶ月目</th><th>毎月の減少額</th><th>12ヶ月目</th></tr><tr><td>伴走ソロ</td><td>33,000円</td><td>3,000円</td><td>0円</td></tr><tr><td>伴走チーム</td><td>55,000円</td><td>5,000円</td><td>0円</td></tr><tr><td>伴走オフィス</td><td>77,000円</td><td>7,000円</td><td>0円</td></tr><tr><td>伴走カンパニー</td><td>110,000円</td><td>10,000円</td><td>0円</td></tr></table>	プラン	1ヶ月目	毎月の減少額	12ヶ月目	伴走ソロ	33,000円	3,000円	0円	伴走チーム	55,000円	5,000円	0円	伴走オフィス	77,000円	7,000円	0円	伴走カンパニー	110,000円	10,000円	0円	なし（削除） 同じ金額の表を、デジタルサポートサービス申込書兼契約書の8ページに「中途解約金早見表（WEB保守プラン加入者・最低利用期間12利用期）」として掲載しました（第2章参照）。金額の変更はありません。
プラン	1ヶ月目	毎月の減少額	12ヶ月目																			
伴走ソロ	33,000円	3,000円	0円																			
伴走チーム	55,000円	5,000円	0円																			
伴走オフィス	77,000円	7,000円	0円																			
伴走カンパニー	110,000円	10,000円	0円																			
重要事項の下 注記	※ デジタルサポートの中途解約金は、セット割引適用前の通常価格を基礎に算定します（デジタルサポートサービス利用約款第18条）。保守と同時に解約される場合は両方の合計となります。	※ デジタルサポートの中途解約金は、別途締結する「デジタルサポートサービス申込書兼契約書」の重要事項⑤により、セット割引適用前の通常価格を基礎に算定します。保守と同時に解約される場合は両方の合計となります。																				
申込書 3ページ 構成条項	本申込書兼契約書、別表1（サービス内容一覧）および添付の「WEBサイト運用・保守サービス契約約款」は、一体として本契約を構成します。これらの内容に齟齬がある場合は、本申込書兼契約書、別表1、約款の順に優先して適用します。お客様は、本書に署名することにより、添付の約款の内容を確認し、これに同意したものとします。デジタルサポートオプションをお申し込みの場合は、添付の「デジタルサポートサービス利用約款」も一体として本契約を構成します。	本申込書兼契約書、サービス内容一覧および添付の「WEBサイト運用・保守サービス契約約款」は、一体として本契約を構成します。これらの内容に齟齬がある場合は、本申込書兼契約書、サービス内容一覧、約款の順に優先して適用します。お客様は、本書に署名することにより、添付の約款の内容を確認し、これに同意したものとします。デジタルサポートオプションは、別途締結する「デジタルサポートサービス申込書兼契約書」（総合支援一覧表・約款を含む）によります。																				

第2章 デジタルサポートサービス

2-1 約款本文

条項	変更前	変更後
第1条2項 目的／契約の構成	2 本申込書兼契約書（サービス内容一覧および重要事項を含みます）、別表1、各作業カテゴリの「注意事項・同意書」および本約款は、一体として本契約を構成します。	2 本申込書兼契約書（デジタルサポート サービス内容一覧、補足事項および重要事項を含みます）、総合支援一覧表、各作業カテゴリの「注意事項・同意書」および本約款は、一体として本契約を構成します。
第2条(7) 定義／契約開始日	(7)「契約開始日」とは、本契約の締結日をいいます。	(7)「契約開始日」とは、本申込書兼契約書に記載された契約開始日をいいます。記載がないときは、本契約の締結日をいいます。
第6条(3) 本サービスの範囲外	(3) 新規のシステム・アプリケーション・ウェブサイトの開発（開発個別契約によります）	(3) 新規のシステム・アプリケーション・ウェブサイトの開発（別途締結する開発に関する契約（見積書・発注書を含む）によります）
第15条2項 支払遅延	2 支払の確認ができないまま14日を経過したときは、乙は書面または電子メールにより催告し、28日を経過したときは本サービスの提供を一時停止することができます。停止期間中も料金は発生します。	2 支払の確認ができないまま14日を経過したときは、乙は書面または電子メールにより催告し、28日を経過したときは本サービスの提供を一時停止することがあります。停止期間中も料金は発生します。
第16条1項 契約期間・最低利用期間	1 本契約の最低利用期間は、本申込書兼契約書に定める利用期数とします。本申込書兼契約書による場合は24利用期（24ヶ月）、WEBサイト運用・保守サービス申込書兼契約書によりお申し込みいただいた場合は12利用期（12ヶ月）とします。最低利用期間の満了後は、解約の申出がない限り1ヶ月単位で自動更新されます。	1 本契約の最低利用期間は、24利用期（24ヶ月）とします。ただし、乙のWEBサイト運用・保守サービス（保守プラン）を契約している甲については、12利用期（12ヶ月）とします。最低利用期間の満了後は、解約の申出がない限り1ヶ月単位で自動更新されます。 判断の基準を、お申し込みの経路から、保守プランのご契約の有無に改めました。
第26条2項 免責・責任の限定	2 ローカルLLM構築・保守オプションは、別表1に定める範囲の初期設定ならびに運用における保守・助言等を行うものであり、これを超える構築（サーバー構築、社内データとの連携等）は開発個別契約によります。（以下同じ）	2 ローカルLLM構築・保守オプションは、総合支援一覧表に定める範囲の初期設定ならびに運用における保守・助言等を行うものであり、これを超える構築（サーバー構築、社内データとの連携等）は別途締結する開発に関する契約（見積書・発注書を含む）によります。（以下同じ）
第33条 約款の変更	乙は、民法第548条の4の定めるところにより、本約款を変更することができます。変更後の約款は、乙が定める効力発生日の1ヶ月前までに、マイページへの掲示または電子メールにより甲に周知します。	1 乙は、民法第548条の4の定めるところにより、本約款（総合支援一覧表を含みます。）を変更することができます。 2 乙は、本約款を変更する場合、変更後の内容および効力発生日を、効力発生日の1ヶ月前までに、マイページへの掲示または電子メールにより甲に周知します。 3 甲は、変更に同意しない場合、効力発生日の前日までにマイページに申し出るにより本契約を解約することができます。この場合、本契約は効力発生日の前日の属する利用期の末日をもって終了し、終了までの間、変更後の約款は甲に適用せず、最低利用期間内であっても中途解約金および第14条第2項の残存期間の月額料金相当額（同条第3項において準用する場合を含みます。）は発生しません。ただし、甲の権利を制限せず、かつ、甲の義務を加重しない変更については、本項の解

条項	変更前	変更後
		約権は生じません。乙は、前項の周知に際し、本ただし書に該当するか否かを明示するものとし、該当性について甲乙間に争いがあるときは、本文の解約権は妨げられません。 約款の変更にご同意いただけない場合の解約について定めました。WEBサイト運用・保守サービス契約約款 第31条3項と同じ内容です。ローカルLLM構築・保守オプションの残存期間分も発生しません。
附則	附則 本約款は2026年9月1日から施行します。	附則 本約款は2026年9月1日から施行します。 2026年9月25日の改定は、2026年11月1日から施行します。この改定は、施行日前に締結された契約についても、施行日から適用します。

2-2 申込書・重要事項・補足事項

箇所	変更前	変更後
申込書 1ページ 伴走カンパニーの 一人追加	(1名追加：1,320円/税込)	(17名からは1名追加ごとに1,320円（税込）加算) 単価の変更はありません。追加が発生する人数を明記しました。
申込書 1ページ WEB保守プラン加入 者の注記（新設）	なし（新設）	※WEB保守プラン加入者：月額は通常価格の25%引き（ソロ4,500／チーム7,500／オフィス10,500／カンパニー15,000円・税抜）、 最低利用期間は12利用期、初回事務手数料は免除。中途解約金は通常価格を基礎に算定します（約款第12・16・18条）。 あわせて、2ページのサービス内容一覧の行見出し「最低利用期間」を「最低利用期間※」に改め、この注記を指すようにしました。
重要事項 ③ 最低利用期間	③最低利用期間：24利用期（24ヶ月）で す。決済ができなかった場合も期間は延長さ れず、お支払義務は残ります（お支払期日自 体は変わりません）。未払分は翌月以降の決 済日に当月分と合算して再決済いたします。	③最低利用期間：24利用期（24ヶ月。保守プラン加入者は12利用期）です。決済ができなかった場合も期間は延長されず、お支払義務は残ります（お支払期日自体は変わりません）。未払分は翌月以降に当月分と合算して再決済します。
重要事項 ④ 解約	④解約：最低利用期間の末日である締め日 （24回目の締め日）以後は、締め日（毎月 20日）の23時59分までにお客様マイペー ジの所定の手続によりお申し出いただくこ とで、当該締め日をもって契約終了となりま す。（以下同じ）	④解約：最低利用期間の末日である締め日以後は、締め日（毎月20日）の23時59分までにお客様マイページの所定の手続によりお申し出いただくことで、当該締め日をもって契約終了となります。（以下同じ） 最低利用期間が12利用期の場合があるため、回数の記載を削除しました。
重要事項 ⑤ 中途解約金の算式	⑤中途解約：最低利用期間内でも解約できま すが、中途解約金として（24－解約の効力 が生じる利用期までに経過した利用期の数）	⑤中途解約：最低利用期間内でも解約できますが、中途解約金として（最低利用期間の利用期数－解約の効力が生じる利用期までに経過した利用期の数）× 通常価格の月額料金（税抜・セット割引適用前）× 50% をお支払いいただきます。ただし通常価格の月額料金（税抜）の6ヶ月分を上限とします。（以下同じ）

箇所	変更前	変更後
	× 通常価格の月額料金（税抜・セット割引適用前）× 50% をお支払いいただきます。ただし通常価格の月額料金（税抜）の6ヶ月分を上限とします。（以下同じ）	最低利用期間が12利用期のお客様について、計算が実態と一致します。
重要事項 ⑬ セット割引	⑬セット割引：保守プランにご加入の場合、月額料金は通常価格の25%引き となります。保守プランを解約された場合は、翌利用期から通常価格となり、最低利用期間は継続します（約款第12条）。	⑬セット割引：保守プランにご加入の場合、月額料金は通常価格の25%引き、最低利用期間は12利用期（12ヶ月）となり、初回の契約事務手数料は免除します。保守プランを解約された場合は、翌利用期から通常価格となり、最低利用期間は継続します（約款第12条・第16条）。12利用期中の中途解約金は8ページの早見表をご参照ください。
重要事項 ⑯ 料金の改定／約款の変更	⑯料金の改定：3ヶ月前までにお知らせのうえ改定することがあります（12ヶ月以内で20%以内）。ご同意いただけないときは解約でき、解約金は発生しません。消費税率の変更は期間中でも適用します（約款第32条）。	⑯料金の改定・約款の変更：3ヶ月前までにお知らせのうえ改定することがあります（12ヶ月以内で20%以内）。ご同意いただけないときは解約でき、解約金は発生しません。消費税率の変更は期間中でも適用します（約款第32条）。約款を変更するときは、1ヶ月前までにお知らせします。お客様の権利を制限し、または義務を加重する変更にご同意いただけないときは解約でき、解約金（ローカルLLMオプションの残存期間分を含みます）は発生しません（約款第33条）。
補足事項 ④ 業務範囲外	④業務範囲外（別途お見積り）：… 新規のシステム・アプリ・サイトの開発（→ <u>開発個別契約</u> へ） …	④業務範囲外（別途お見積り）：… 新規のシステム・アプリ・サイトの開発（→ <u>別途締結する開発に関する契約（見積書・発注書を含む）</u> へ） …
補足事項 ⑧ 現地訪問	⑧現地訪問は1回15,000円（伴走オフィス・カンパニーは12,000円／ <u>滞在60分まで</u> ）とし、超過分は15分ごとに3,000円（税別）を申し受けます。（以下同じ）	⑧現地訪問は1回15,000円（伴走オフィス・カンパニーは12,000円）、 <u>いずれも滞在60分までとし</u> 、超過分は15分ごとに3,000円（税別）を申し受けます。（以下同じ） 滞在60分までという条件が、15,000円と12,000円の両方にかかることを明記しました。
補足事項 ⑨ 契約事務手数料	⑨契約事務手数料として3,300円（税込）を初回にご請求いたします（保守プランにご加入のお客様は免除いたします）。	⑨契約事務手数料として3,300円（税込）を初回にご請求いたします（保守プランにご加入のお客様は免除いたします）。 <u>※保守プラン加入者の最低利用期間は12利用期（12ヶ月）です。</u>
補足事項 ⑩ 中途解約金の算式	⑩中途解約の場合、（ <u>24-経過利用期数</u> ）×通常価格の月額（税抜）×50%（上限6ヶ月分）を解約金として申し受けます。	⑩中途解約の場合、（ <u>最低利用期間の利用期数-経過利用期数</u> ）×通常価格の月額（税抜）×50%（上限6ヶ月分）を解約金として申し受けます。
補足事項 ⑭ 情報漏えいの免責	⑭メールやチャットに社外秘資料・パスワード等の情報を添付・記載された場合の管理につきましては、通信・保存過程における情報漏えいのリスクも踏まえ、万が一の際の責任は負いかねます。	⑭メールやチャットに社外秘資料・パスワード等の情報を添付・記載された場合の管理につきましては、通信・保存過程における情報漏えいのリスクも踏まえ、万が一の際の責任は、 <u>当社の故意または重大な過失による場合を除き、負いかねます。</u> 当社の免責の範囲を狭めるもので、お客様に有利な変更です。

箇所	変更前	変更後																																																																	
申込書 3ページ 中途解約金の表の見出し	中途解約金に関して	中途解約金に関して（下表は最低利用期間24利用期の場合です。保守プラン加入者は12利用期となり、8ページの早見表によります）																																																																	
申込書 3ページ 【必須】欄	【必須】最低利用期間（24利用期）および中途解約金の内容（上限：通常価格の月額料金の6ヶ月分）について説明を受け、理解したうえで締結することを表明し、保証します。	【必須】最低利用期間（24利用期。保守プラン加入者は12利用期）および中途解約金の内容（上限：通常価格の月額料金の6ヶ月分）について説明を受け、理解したうえで締結することを表明し、保証します。																																																																	
申込書 3ページ 署名欄	契約締結日 年 月 日	契約締結日 年 月 日 契約開始日 年 月 日 契約開始日の記入欄を新設しました（約款第2条(7)の改定に対応）。																																																																	
申込書 8ページ 中途解約金早見表（新設）	なし（新設） 同じ金額の表は、従来 WEBサイト運用・保守サービス申込書兼契約書の重要事項の下に掲載していました（第1章 1-3 参照）。	中途解約金早見表（WEB保守プラン加入者・最低利用期間12利用期） 本申込書兼契約書1ページの「WEB保守プランに加入済み」欄にチェックのあるお客様（約款第12条・第16条）は、最低利用期間が12利用期（12ヶ月）となります。最低利用期間内に解約される場合の中途解約金は、（12－解約の効力が生じる利用期までに経過した利用期の数）× 通常価格の月額料金（税抜・セット割引適用前）× 50% で算定し、通常価格の月額料金（税抜）の6ヶ月分を上限とします（約款第18条）。 <table><tr><th>プラン</th><th>1ヶ月目</th><th>2ヶ月目</th><th>3ヶ月目</th><th>4ヶ月目</th><th>5ヶ月目</th><th>6ヶ月目</th><th>7ヶ月目</th><th>8ヶ月目</th><th>9ヶ月目</th><th>10ヶ月目</th><th>11ヶ月目</th><th>12ヶ月目</th></tr><tr><td>伴走ソロ</td><td>33,000</td><td>30,000</td><td>27,000</td><td>24,000</td><td>21,000</td><td>18,000</td><td>15,000</td><td>12,000</td><td>9,000</td><td>6,000</td><td>3,000</td><td>0</td></tr><tr><td>伴走チーム</td><td>55,000</td><td>50,000</td><td>45,000</td><td>40,000</td><td>35,000</td><td>30,000</td><td>25,000</td><td>20,000</td><td>15,000</td><td>10,000</td><td>5,000</td><td>0</td></tr><tr><td>伴走オフィス</td><td>77,000</td><td>70,000</td><td>63,000</td><td>56,000</td><td>49,000</td><td>42,000</td><td>35,000</td><td>28,000</td><td>21,000</td><td>14,000</td><td>7,000</td><td>0</td></tr><tr><td>伴走カンパニー</td><td>110,000</td><td>100,000</td><td>90,000</td><td>80,000</td><td>70,000</td><td>60,000</td><td>50,000</td><td>40,000</td><td>30,000</td><td>20,000</td><td>10,000</td><td>0</td></tr></table> ※ セット割引適用後の月額ではなく、通常価格を基礎に算定します。お一人追加オプションをご利用の場合は、その通常価格の料金を加えて算定します。 ※ WEB保守プランを解約された場合も、本契約の最低利用期間（12利用期）は継続し、翌利用期から通常価格となります（約款第12条第2項）。 ※ 保守プラン未加入（最低利用期間24利用期）の中途解約金は、3ページの表のとおりです。	プラン	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目	9ヶ月目	10ヶ月目	11ヶ月目	12ヶ月目	伴走ソロ	33,000	30,000	27,000	24,000	21,000	18,000	15,000	12,000	9,000	6,000	3,000	0	伴走チーム	55,000	50,000	45,000	40,000	35,000	30,000	25,000	20,000	15,000	10,000	5,000	0	伴走オフィス	77,000	70,000	63,000	56,000	49,000	42,000	35,000	28,000	21,000	14,000	7,000	0	伴走カンパニー	110,000	100,000	90,000	80,000	70,000	60,000	50,000	40,000	30,000	20,000	10,000	0
プラン	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目	9ヶ月目	10ヶ月目	11ヶ月目	12ヶ月目																																																							
伴走ソロ	33,000	30,000	27,000	24,000	21,000	18,000	15,000	12,000	9,000	6,000	3,000	0																																																							
伴走チーム	55,000	50,000	45,000	40,000	35,000	30,000	25,000	20,000	15,000	10,000	5,000	0																																																							
伴走オフィス	77,000	70,000	63,000	56,000	49,000	42,000	35,000	28,000	21,000	14,000	7,000	0																																																							
伴走カンパニー	110,000	100,000	90,000	80,000	70,000	60,000	50,000	40,000	30,000	20,000	10,000	0																																																							

第3章 呼称のみの変更（内容の変更はありません）

WEBサイト運用・保守サービス 「別表1」を「サービス内容一覧」に改めました。 - 約款 第1条2項／第2条(5)（「別表1補足2」を「サービス内容一覧の補足事項②」に）／第2条(6)／第4条1項／第9条1項／第15条1項／第16条1項／第22条1項／第25条3項／第31条1項 - 申込書 2ページの見出し「別表1 サービス内容一覧」を「サービス内容一覧」に - 申込書 3ページの構成条項（第1章 1-3 に記載）

デジタルサポートサービス 「別表1」を「総合支援一覧表」に、「サービス内容一覧」を「デジタルサポート サービス内容一覧」に改めました。

- 約款 第1条3項／第2条(3)／第2条(6)（定義語を「総合支援一覧表」に）／第10条／第14条1項
- 約款 第1条2項・第26条2項にも同じ呼び替えがあります（内容の変更もあるため第2章に記載）
- 申込書 2ページの見出し「サービス内容一覧」を「デジタルサポート サービス内容一覧」に／「※詳細は別表1をご参照ください」（2か所）を「※詳細は総合支援一覧表をご参照ください」に
- 補足事項 ①「別表1で●・▲の表示のある作業」を「総合支援一覧表で●・▲の表示のある作業」に
- 申込書 3ページの構成条項「別表1（デジタルサポート総合支援 一覧表）」を「デジタルサポート総合支援 一覧表（以下「総合支援一覧表」といいます）」に

件数 実質的な変更 33件（WEBサイト運用・保守サービス 9件／デジタルサポートサービス 24件）、構成の変更 1件、呼称のみの変更 2件。

ルミノスタジオ株式会社 本表に関するお問い合わせ：member@luminostudio.net